

第八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域の標識の寸法)

第二条 法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める指定猟法禁止区域の標識の寸法は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）様式第四に規定する寸法とする。

(鳥獣保護区の標識の寸法)

第三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区の標識の寸法は、省令様式第八に規定する寸法とする。

(特別保護地区の標識の寸法)

第四条 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項ただし書の規定により条例で定める特別保護地区の標識の寸法は、省令様式第九に規定する寸法とする。

(特別保護指定区域の標識の寸法)

第五条 省令第三十七条第二項ただし書の規定により条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法は、省令様式第十に規定する寸法とする。
(休猟区の標識の寸法)

第八号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について

第六条 法第三十四条第七項の規定により条例で定める休猟区の標識の寸法は、省令様式第十一に規定する寸法とする。

(特定猟具使用禁止区域の標識の寸法)

第七条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例で定める特定猟具使用禁止区域の標識の寸法は、省令様式第十三に規定する寸法とする。

(特定猟具使用制限区域の標識の寸法)

第八条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項の規定により条例で定める特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、省令様式第十四に規定する寸法とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。